

贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に
該当しないことを確認した旨の証明書（公益信託用）

〔記載要領等〕

《使用区分》

この証明書は、公益信託の信託財産とするための寄附について承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）は申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）は寄附を受けた公益信託の受託者が記載してください。
- 2 共同受託の場合は、この証明書を「寄附を受けた公益信託の受託者」ごとに作成してください。